

# 加東市地域農業活性化 ビジョン（素案）

(中間報告)

平成29年 月

兵庫県加東市

# 目 次

## 第1章 はじめに

1. 1 計画策定の趣旨	1
1. 2 計画の位置付け	1
1. 3 計画期間	2
1. 4 計画の策定体制	3

## 第2章 加東市の農業の現状

2. 1 日本の農業を取り巻く現状	4
(1) 統計情報からの分析	4
(2) 農産物を取り巻く状況	8
(3) 農業生産環境の状況	14
(4) 国の農業政策の方向	16
(5) 米政策の見直し	18
2. 2 加東市の農業を取り巻く現状	20
(1) 自然条件	20
(2) 農地の状況	21
(3) 農業生産の現状	23
(4) 経営体の状況	24
(5) 担い手の状況	25
(6) 人・農地プラン策定取組の状況	29
(7) 農地の流動化と耕作放棄地の状況	29
(8) 特産となる作物の生産状況	31
(9) 地産地消及び食育・健康食推進の取組状況	36
(10) 生産環境の状況	40
(11) 地区別の状況	43
(12) 兵庫県及びみのり農業協同組合のビジョン	45

## 第3章 加東市の農業の課題とめざすべき将来のビジョン

3. 1 加東市の農業に関する分野の区分	48
3. 2 課題に対する対策の方向性の分析	48
(1) 農政分野の対策の方向性	48
(2) 農業生産環境分野の対策の方向性	50
(3) 農産物分野の対策の方向性	52
3. 3 加東市がめざす将来の農業活性化ビジョン	54

## 第4章 基本施策の展開

4. 1 施策の推進体制	56
4. 2 基本施策の体系	57
(1) 基本施策と第2次加東市総合計画との関連	57
(2) 施策体系	58
4. 3 ビジョン実現のための施策展開	59

## 資料編

参考用語集	77
アンケート調査結果	86

## 第1章 はじめに

### 1.1 計画策定の趣旨

農業・農村をめぐる情勢は、農業就業人口の減少や高齢化の進行、農産物価格の低迷などに伴い、国民の食生活に欠かせない農産物の安定供給をはじめ、自然環境の保全など、農業・農村の有する多面的機能の低下が懸念されるなど、様々な課題が生じています。そのため、これらの社会情勢の変化に対応した農業施策が必要となっています。

しかしながら、平成30年（2018年）からは、昭和46年（1971年）から続いてきた生産調整（減反政策）が見直され、水田農業は、主食用米以外の生産を拡大するなど、需要に対応した生産が求められる局面を迎え、日本農業の在り方が大きく変化しようとしています。

一方で、食の安全・安心志向の高まりや、経営所得安定対策、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）（以下「六次産業化・地産地消法」という。）、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）等の法制度の整備により、規模の拡大、ブランド化、多角化等、農業経営の拡大にチャレンジしやすい環境も整いつつあります。

こうした中、加東市（以下「本市」という。）の農業と農業を取り巻く環境の変化を踏まえ、地域農業の特色を最大限に活かした農業・農村の活性化を図っていくとともに、豊かで魅力ある農業・農村の振興に向け、より一層取り組むことが必要となっています。

これらのこと踏まえて、このたび、本市農業の目指すべき将来像を示す「加東市地域農業活性化ビジョン」（以下「本計画」という。）を策定しました。

### 1.2 計画の位置付け

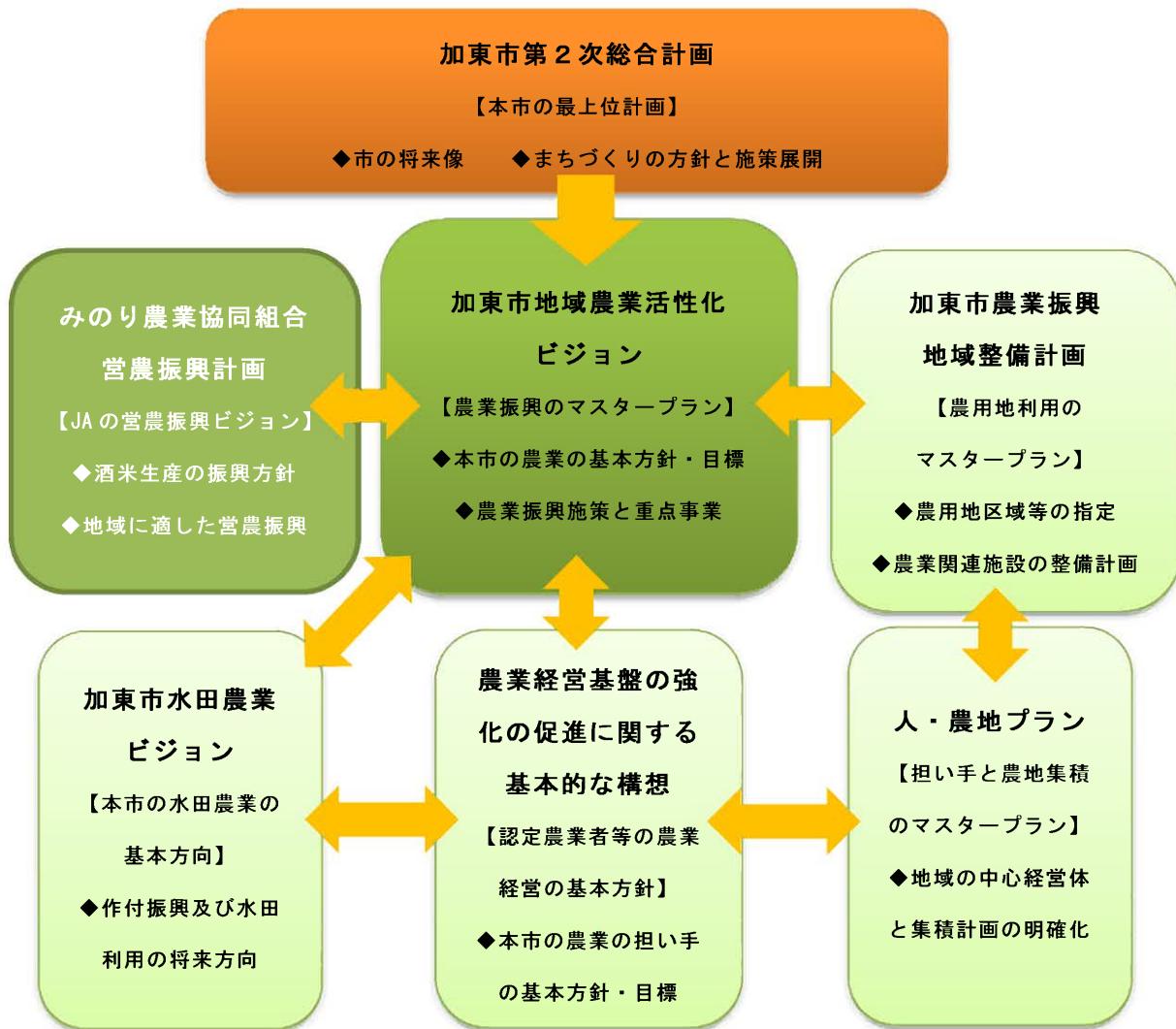
今日の食料、農業・農村をめぐる社会経済情勢の変化及び担い手や後継者不足など、農業を取り巻く環境が変化してきているため、社会経済情勢に対応した地域農業を確立し、農業の健全な発展を図るために、計画的に農業振興施策を展開していく必要があります。

このため、本計画は、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第8条に基づく各種施策とともに、六次産業化・地産地消法第41条に基づく「促進計画」を兼ねて作成しています。

また、本計画は、本市の総合計画の下位に位置付け、かつ、農業分野の最上位に位置する本市の農業振興のマスタープランとしています。

農業振興地域整備計画、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、人・農地プラン及びその他の農業関連計画は、本計画の推進に向けた土地利用、担い手の確保及び農業振興施策の推進に関する指針やアクションプランとして位置付けるものです。

また、みのり農業協同組合の策定した営農振興計画とも整合を図りました。



【図 1-2-1 本計画の位置付け】

### 1.3 計画期間

本計画の計画期間は、加東市第2次総合計画の計画期間に合わせ、平成30年度（2018年度）から平成39年度（2027年度）までの10年間とします。

なお、平成30年（2018年）の米の生産調整見直し直後には、農業を取り巻く環境が大きく変わることが予想されるため、計画期間を前期【平成30年度（2018年度）～平成31年度（2019年度）】と、中期【平成32年度（2020年度）～平成34年度（2022年度）】、後期【平成35年度（2023年度）～平成39年度（2027年度）】に分け、計画の進捗状況や外部環境の変化などに応じて、必要な計画の見直しを図ります。

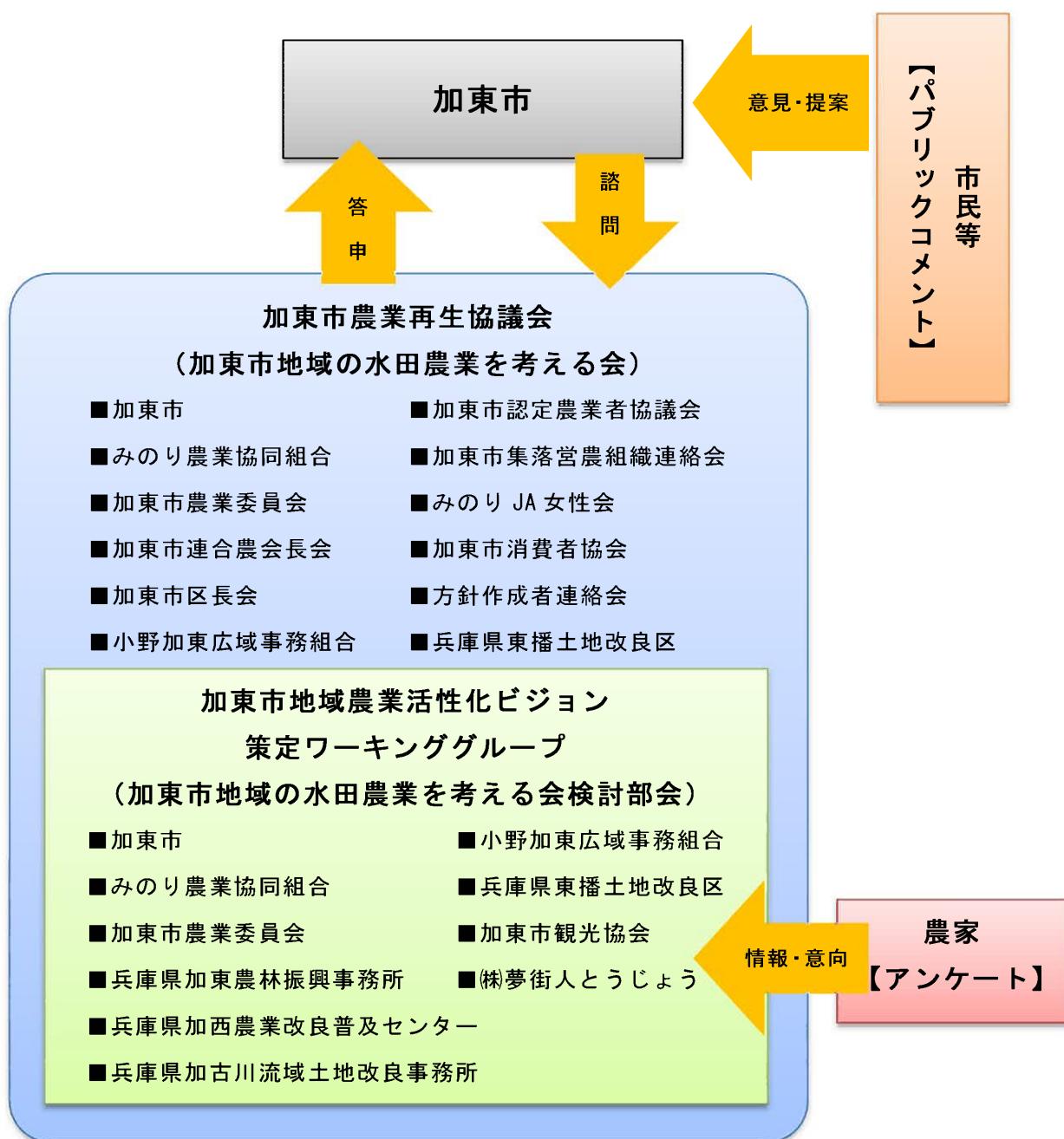
計画期間（年度）	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
総合計画基本構想	計画期間									
総合計画基本計画	前期					後期				
地域農業活性化ビジョン	前期		中期		後期					

【図 1-3-1 計画期間】

## 1.4 計画の策定体制

本計画は、本市が加東市農業再生協議会に諮問し、農業再生協議会からの答申（農林業センサスなど統計資料の分析をもとに、平成 29 年度（2017 年度）に実施した農家へのアンケート結果などから、本市農業が抱える課題を再整理したうえで作成すること。）を受けて策定しました。策定作業の進め方として、農業再生協議会に、本市、兵庫県及びみのり農業協同組合など農業に関連のある関係機関の実務担当者で構成するワーキンググループを設置し、骨子案を農業再生協議会に提案しました。

また、ワーキンググループは、「平成 30 年（2018 年）以降の望ましい米の需給調整の姿」の実現に向けて、兵庫県農業活性化協議会が働きかけた「地域の水田農業を考える会」の検討部会としても議論を進め、地域の水田農業の維持・発展の方向性を本計画に盛り込みました。



【図 1-4-1 計画策定体制】